

太平洋クロマグロに係る遊漁者・遊漁船業者に対する協力要請の状況について

ブロック名	都道府県名	操業自粛の方法	開始日
日本海北部 ブロック	北海道		
	青森県		
	秋田県		
	山形県		
	新潟県		
	富山県		
	石川県	C	H28. 7. 8

ブロック名	都道府県名	操業自粛の方法	開始日
日本海南部 ブロック	福井県		
	京都府		
	兵庫県		
	鳥取県		
	島根県		

ブロック名	都道府県名	操業自粛の方法	開始日
九州西部 ブロック	山口県		
	福岡県		
	佐賀県		
	長崎県	C	H28. 10. 1
	熊本県		
	鹿児島県		
	沖縄県		

ブロック名	都道府県名	操業自粛の方法	開始日
太平洋北部 ブロック	北海道		
	青森県		
	岩手県		
	宮城県		
	福島県		
	茨城県		

ブロック名	都道府県名	操業自粛の方法	開始日
太平洋南部 ・瀬戸内海 ブロック	千葉県		
	東京都		
	神奈川県		
	静岡県		
	愛知県		
	三重県	C	H28. 9. 16
	大阪府		
	兵庫県		
	和歌山県		
	岡山県		
	広島県		
	山口県		
	徳島県		
	香川県		
	愛媛県		
	高知県		
福岡県			
大分県			
宮崎県			

「操業自粛の方法」欄の凡例

A : 全漁業者が、30kg未満・以上を問わず操業自粛中。クロマグロを対象とした遊漁を控えてください。

B : 全漁業者が、30kg未満を対象に操業自粛中。遊漁者は30kg以上のクロマグロを対象とした遊漁は可能ですが、30kg未満がかかった場合にはリリースしてください。

C : 一部の漁業者が操業自粛中。A・B以外の形で遊漁者へのお願いを実施していますので、詳しくは都道府県へ確認してください。

A～C共通 : クロマグロ以外を目的とした遊漁は可能ですが、万が一30kg未満がかかった場合にはリリースしてください。

※ 北海道、青森県、兵庫県、山口県については2つのブロックに属しているため、釣りをする海域に応じて確認してください。